

錦江町農業委員会 11月総会議事録

○ 開催日時 平成28年11月25日(金) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○ 欠席委員(1人)

委員	11番	元丸 敏朗
----	-----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第24号 農地法第3条許可申請について

議案第25号 農地法第5条許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成28年11月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は元丸委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 基委員と3番 厚ヶ瀬委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第24号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第24号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号7号の譲渡人は、T・Oさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字火尻ヶ山3798番3、台帳は田、地積は1,862㎡となっております。</p> <p>一方、譲受人はT・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっております。</p> <p>Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地6,739㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、耕運機1台となっております。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 水流委員です。</p>

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、4番 水流委員お願いします。
4番 水流委員	はい。報告いたします。 受付番号7号のT・OさんとT・Tさんは親子関係であり、贈与による所有権 移転となっています。今、Tさんの方は甘藷、ジャガイモ、後、インゲン等の露 地野菜等を作ってみえます。圃場の方も綺麗にしておりますので、何ら問題は無 いと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
19番 鈴 委員	この自作地が6, 739㎡あるんだが、この田んぼだけを3条申請するんです か。全部じゃないの。
事務局	いえ。お父さん名義だったのはすでにTさんに名義変更されております。1件 お母さんのOさんの名義が残ってしまって、親族の方が名義をお母さんも高齢な ので直したらどうかということで、今回申請されるところです。自作地について は全て同じ世帯ですので。
19番 鈴 委員	6, 739㎡あるのに、田んぼしかされないんだろうかと思ったもんですから。 分かりました。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第24号を採決します。 お諮りします。 議案第24号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第24号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>議案第25号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号について説明いたします。</p> <p>受付番号7号については、太陽光発電設備のための転用申請となっています。</p> <p>申請人は(株)S・KさんとA・Aさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は神川字大辻4121番40、地目は畑、地積は7,409㎡と、神川字中峠4,118番1、地目は畑、地積は12,941㎡のうち10,386㎡となっています。</p> <p>この中で4,121番40については、前回2月に審議して頂いた物件ですが、許可を受けた(株)E・Pが、他の事業に資金を使いたいということで、このS・Kに権利を売ったと、事業承継となっております。それから4,118番1については前回許可を受けたところの追加事業として申請されたものです。</p> <p>6頁から9頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。特に9頁の方を見て頂きますと、前回申請地、今回申請地ということで、写真の方を添付してありますのでご覧ください。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 水流委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、調査報告を4番 水流委員お願いいたします。</p>
4 番 水流委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>11月の18日、事務局2人と徳永委員4人で現地の方を確認に行きました。</p> <p>これは前回と一緒に、太陽光発電施設による農地の転用です。2月の定例会で申請がありました部分の東側になります。9頁の方を見てもらえば分かるんですけども、今度は追加事業となっております。面積の方も実際5枚あって、その内の4枚ということで、法面等も多い関係で、そんなにはないのかなあとは思ってますけれども。後、排水関係ですが、側溝等を利用して分散するというのでした。前回の工事で一部道路側があふれたりして、畜産施設の方に流れ込んだということもあるんですけども、その時は側溝に石が詰まっていたということで、それで排水等が悪かったということで、雨が降ってどれくらい水が出るか分かりませんが、道路側にふとん籠等を設置して排水があふれないようにしてあり</p>

	ますので、皆様の協議の方をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
2番 基委員	真ん中に挟まった土地は何ですか。一体にしてすればと思うんですが。
事務局	実はですね、今回申請をする土地の、5頁を見て頂ければと思うんですが、面積17,795㎡なんです。そして全体をすれば追加工事なので、7,409㎡と足してしまうと2万㎡をちょっと超えるんです。そうなると会長許可ではなくて、県許可になるということで話をしたところ、分筆をしてこの部分だけを転用したいという申請が挙がって来たものです。
2番 基委員	将来はここも挙がって来るんですか。
事務局	そこは将来的には何らかの形であるかもしれませんが、何とも言えないです。今回の申請では、測量をして分筆されてということで。
12番 鍋委員	今回ののに、その1枚を追加して申請されれば、今度は県許可になるんですか。
事務局	いえ。追加工事でなければ別途の転用許可となりますので、今回は前回の太陽光発電の経済産業省のIDというのがあって、それを同じものを使われるということで、追加工事ということで、一連の工事ということで、もう一体として見ないといけないということで面積を合算しますけれども、この残った農地を、例えば工事が完了後に全然違うものとして転用の申請をされた場合は、その農地だけを見ますので、2万㎡を超えないということになります。どういう形で転用の許可申請をされるかですね。今の段階では何とも言えないところです。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第25号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第25号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第25号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ず、議案第26号のうち、受付番号5号について説明いたします。</p> <p>受付番号5号の譲渡人は、M・Zさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字鎮守ケ迫5, 932番、地目は畑、地積は2, 911㎡、田代川原字鎮守ケ迫5, 936番1、地目は畑、地積は681㎡、田代川原字鎮守ケ迫5, 936番2、地目は畑、地積は326㎡、田代川原字鎮守ケ迫5, 936番3、地目は畑、地積は252㎡、田代川原字鎮守ケ迫5, 936番4、地目は畑、地積は1, 495㎡、田代川原字鎮守ケ迫5, 937番、地目は畑、地積は2, 875㎡、田代川原字菖蒲ケ迫5, 968番1、地目は畑、地積は559㎡、田代川原字菖蒲ケ迫5, 968番2、地目は畑、地積は449㎡、田代川原字菖蒲ケ迫5, 968番3、地目は畑、地積は1, 644㎡で、9筆の合計は11, 192㎡となっています。</p> <p>次の受付番号6号の譲渡人は、M・Sさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字鎮守ケ迫5, 933番、地目は畑、地積は2, 895㎡となっています。</p> <p>次の受付番号7号の譲渡人は、M・Yさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字鎮守ケ迫5, 938番1、地目は畑、地積は1, 012㎡、田代川原字菖蒲ケ迫5, 967番1、地目は畑、地積は1, 191㎡、田代川原字菖蒲ケ迫5, 967番2、地目は畑、地積は1, 448㎡で、3筆の合計は3, 651㎡となっています。</p>

受付番号5号から7号までの譲受人は公益財団法人 県地域振興公社となっていますが、それぞれ県地域振興社が農地中間管理事業特例事業で一旦買入をし、3年後に売り渡すものです。

3年後の買入予定者はI・Mさん、B自治会在住の方が買入予定となっています。

受付番号5号から7号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。

次の受付番号8号の譲渡人は、E・Yさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字西ノ下887番、地目は田、地積は813㎡と馬場字西ノ下897番1、地目は田、地積は1,043㎡で、2筆の合計は1,856㎡となっています。

この件についても、県地域振興公社が一旦買入をして3年後売り渡すものです。

3年後の買入予定者は、(株)T・Fさんです。

この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号9号の譲渡人は、公益財団法人 県地域振興公社です。

申請地は、神川字大馬瀬324番2、地目は田。地積は748㎡、神川字大馬瀬326番1、地目は田。地積は408㎡で、2筆の合計は1,156㎡となっています。

譲受人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。

N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地15,096㎡、小作地21,691㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

次の受付番号10号の譲渡人は、公益財団法人 県地域振興公社です。

申請地は、神川字諏訪ノ前373番、地目は田、地積は1,286㎡、神川字諏訪ノ前374番1、地目は田、地積は481㎡で、2筆の合計は1,767㎡となっています。

この件についても、県地域振興公社が一旦買入をして3年後売り渡すものです。

譲受人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。

F・Mさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、自作地13,349㎡、小作地28,598㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。

受付番号9号、10号の担当調査員は、16番 山中委員です

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号5号から7号について、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>11月の9日に事務局とI・Mさんをお見せして現地確認をしました。先ほど事務局から説明があったとおりでございます。3年後にI・Mさんに譲り渡すということになっております。価格は10a当たり〇万円だったそうでございます。Iさんは後継者もおられますので、何ら問題は無いかと思います。受付番号5号、6号、7号一緒でございますので、よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号8号について、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
8番 寺田委員	<p>報告いたします。</p> <p>11月の7日に事務局と私と現地調査をいたしました。現地はパチンコ屋と上山種苗の間をずっと上がった山手のちょっと下の所になります。これは利用権が入ってまして、利用権が切れるというので、そうしたらEさんの方から作っているT・Fさんを買ってもらえないかと話が出まして、T・Fさんが公社を使って3年後に買受けるということでした。どうしてもこのEさんの方が買ってくれと言われたそうで、反当〇〇万円で3年後に買受けるということでした。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号9号、10号について、16番 山中委員お願いいたします。</p>
16番 山中委員	<p>9号のN・Yさんですが、園芸を中心に親子3人でやっています。キャベツとかレタスを中心にやっています。ここは〇〇万円で買い上げました。</p> <p>続きまして10号のF・Mさんですが、生産牛を中心に、今最も輝いている青年じゃないかと思います。ここは〇〇万〇千円です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありますか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第26号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第26号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は156筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を6回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第27号のうち、受付番号181号から227号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号のうち、議案第181号から227号までを説明いたします。</p> <p>受付番号181号から194号までは継続ですので省略いたします。</p> <p>まず、受付番号195号から198号までの貸し人はK・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は195号が、田代川原字宮前450番1、地目は田、地積は420㎡、</p>

196号が、田代川原字宮前450番2、地目は田、地積は520㎡、197号が、田代川原字江郷1845番2、地目は田、地積は1,290㎡、198号が、田代川原字江郷1846番3、地目は田、地積は2,863㎡の内、2,300㎡で、4筆の合計は4,530㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は、195号、196号が全部で2,600円、197号が2,400円、198号が4,600円となっています。

一方、借り人は、Y・Yさん、T自治会在住の方です。

Y・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,719㎡、小作地12,140㎡で、水稻、レンコンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台、乾燥機2台となっています。

この件の担当調査員は7番 毛下委員です。

次の受付番号199号から202号までは継続ですので省略いたします。

次の203号の貸し人はO・Mさん、O府在住の方です。

申請地は城元字横松5532番1、地目は畑、地積は3,006㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は21,000円となっています。

一方、借り人は、S・Kさん、K自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、雇用が2人で250日、自作地13,105㎡、小作地93,137㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、甘藷掘り取り機2台、ダンプ1台となっています。

この件の担当調査員は、9番 安水委員です。

次の204号の貸し人はU・Fさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1263番1、地目は畑、地積は1,112㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当り7,000円となっています。

一方、借り人は、O・Mさん、I自治会在住の方です。

O・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地14,238㎡、小作地21,419㎡で、水稻、甘藷、露地野菜を主体とした経営をされて

います。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、ツル払い機、掘り取り機、田植機各1台となっています。

次の受付番号205号の貸し人はT・Tさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字永山1264番2、地目は畑、地積は403㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。

一方、借り人は、204号と同じ、O・Mさんです。

次の受付番号206号の貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1265番1、地目は畑、地積は1,318㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。

一方、借り人は、204号と同じ、O・Mさんです。

次の受付番号207号の貸し人はI・Tさん、Y自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1265番2、地目は畑、地積は1,439㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。

一方、借り人は、204号と同じ、O・Mさんです。

次の受付番号208号の貸し人はK・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1266番、地目は畑、地積は3,400㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり7,000円となっています。

一方、借り人は、204号と同じ、O・Mさんです。

次の209号の貸し人はO・Sさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字牧原川原2653番2、地目は田、地積は714㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

一方、借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5,173㎡、小作地69,682㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、モア、田植機、軽トラック各1台となっています。

次の210号の貸し人はN・Aさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1278番1、地目は畑、地積は1,281㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

一方、借り人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。

S・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地13,410㎡、小作地64,280㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、芋掘り機2台、コンバイン、田植機各1台となっています。

次の211号の貸し人はM・Mさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字上川路迫1315番1、地目は畑、地積は2,459㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

一方、借り人は210号と同じ、S・Hさんです。

次の212号の貸し人はY・Nさん、O自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1272番3、地目は畑、地積は1,689㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

一方、借り人は209号と同じ、Y・Hさんです。

次の213号の貸し人はU・Hさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1272番7、地目は畑、地積は1,124㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

一方、借り人は209号と同じ、Y・Hさんです。

	<p>次の214号の貸し人はM・Tさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字永山1281番、地目は畑、地積は3,025㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は209号と同じ、Y・Hさんです。</p> <p>受付番号204号から214号までの担当調査員は、12番 鍋委員です。</p> <p>次の受付番号215号から227号までは、継続の案件ですので資料をお目通し下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号195号から198号までについて、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7番 毛下委員	<p>報告します。</p> <p>K・Kさんは、今まで田んぼを作られていたんですけども、もう作れないということでYさんをお願いされました。Yさんは子供さんが多いものですから、手伝ってもらえるということをお願いされたそうです。小作料が少ないですが、これは水利費を払ってもらえればそれで良いということでした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号203号について、9番 安水委員お願いいたします。</p>
9番 安水委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この借り人のS・Kさんは、加工用甘藷を主体に、キャベツ、長ネギ、ゴボウを耕作されております。大変やる気のある人で、農地があればまだまだ農地を増やして行きたいと話しております。農地も綺麗にされており、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号204号から214号までについて、12番 鍋委員お願いいたします。</p>

<p>12番 鍋 委員</p>	<p>はい。それでは説明をいたします。</p> <p>先ず204号から208号の場所ですが、南部開発で造成されました永山団地の一角にあります。場所的には旧高校跡地を400mぐらい過ぎた所から、三叉路になっていますので、そこから左の方へ曲がって行って、又、300mぐらい進んだ所がこの永山団地ということになります。借り主のO・Mさんは奥さんと2人で、多忙な時には雇用を頼みながら、今年は米で早期、普通合わせて1町4反、カボチャを8反、生姜を2反、その他甘藷というような形で、手広く経営をされています。これだけ広いと管理が気になったので畑等を見回らせて頂きましたが、しっかり管理をされていました。認定農業者でもあられ、要件もクリアされていると認められました。</p> <p>次に、1つ飛んで210号、211号の説明をします。</p> <p>この2つの案件も場所は同じく永山団地の一角にあります。借り主のS・Hさんですが、水稻、甘藷を柱に、手広く経営をなされておられます。今回は私の分は4反弱の再設定ですが、後ほど樋渡委員の関係でも出て参りますけれども、現実的には中間管理機構分も合わせますと、この周辺だけでも3町5反歩以上耕作されておられます。休憩時間に伺いましたが、家族の他にも雇用の方々と一生懸命作業をなされておられました。認定農業者でもあられ、錦江町の定める要件もクリアされておられると思われました。</p> <p>次に1つ前の209号、それから212、213、214号の説明をします。</p> <p>209号の場所は旧高校跡地を過ぎて、そのすぐ先を右折して橋を渡った左側の方にあります。212、213、214号は、先ほどと同じく永山団地の一角にあります。借り主のY・Hさんは、過去何度も取り上げられておりますけれども、生産牛32頭の飼育を主体に米作りもされている農家です。11月のセリでは140万円台の子牛価格が挙げたり、又、秋季品評会では優秀な成績を納められるなど、息子さんと2人して熱心に頑張っておられます。町の定める条件、管理状況等、意欲、能力、問題は無いというふうに思います。他の案件は継続です。以上、審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号のうち、受付番号181号から227号までを採決します。</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>議案第27号のうち、受付番号181号から227号までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第27号のうち、受付番号181号から227号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第27号のうち、受付番号228号から238号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号のうち、議案第228号から238号までを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号228号の貸し人はI・Kさん、K県在住の方です。</p> <p>申請地は神川字丸尾7390番、地目は畑、地積は6,061㎡のうち、4,561㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年11月26日から平成33年12月14日までで、小作料金は67,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、N・Nさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>N・Nさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地6,257㎡で、タバコ、加工用大根、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、軽トラック1台となっています。</p> <p>次の受付番号228号の貸し人はI・Kさん、K県在住の方です。</p> <p>申請地は神川字丸尾7390番、地目は畑、地積は6,061㎡のうち、4,561㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年11月26日から平成31年12月14日までで、小作料金は23,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、K・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>K・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地9,602㎡、小作地3,084㎡で、大根、インゲンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック</p>

各2台、大根掘り取り機、大根洗い機各1台となっています。

受付番号228号、229号の担当調査員は13番 徳永委員です。

次の受付番号230号から234号までは継続の案件ですのでお目通し下さい。

次の受付番号235号の貸し人はO・Kさん、Y市在住の方です。

申請地は田代川原字上萩ノ隅60番、地目は田、地積は501㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は粃30kgで1俵と1,450円となっています。

一方、借り人は、T・Mさん、S自治会在住の方です。

T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地966㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。

次の受付番号236号、237号の貸し人はH・Yさん、H自治会在住の方です。

申請地は236号が田代川原字上萩ノ隅61番1、地目は田、地積は272㎡、237号が田代川原字上萩ノ隅61番2、地目は田、地積は303㎡で、2筆の合計は575㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月1日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金は発生しません。

一方、借り人は、235号と同じ、T・Mさんです。

次の受付番号238号の貸し人はM・Mさん、T都在住の方です。

申請地は田代川原字平石前105番、地目は田、地積は1,428㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は粃30kgで1俵と3,390円となっています。

一方、借り人は、235号と同じ、T・Mさんです。

受付番号235号から238号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号228号、229号について、13番 徳永委員お願いいたします。</p>
13番 徳永委員	<p>はい。説明いたします。</p> <p>この畑、7390番の畑は、K・Mさんが口頭直接契約でIさんと契約して作業していた場所です。本人が労力不足ということで、その内の一部分を他の方に、いわゆる又貸しですか。そういう形でされていまして、それを今回、農業委員会を通じて契約するという内容になった土地です。Kさんは、ここは現場が3段になっていまして、その内の1段、1,500㎡、残り2段をN・Nさんが作るということで話がまとまりました。小作料金ですが、口頭直接契約でこの6反歩を9万円で契約されておりましたので、それを新しい面積の按分で分けて支払うという内容になっております。Nさんの方は、ご存じのとおり息子さんが生産牛をされている関係で、息子さんと一緒に息子さん名義の畑を含めて耕作をされております。Kさんは労力不足ということで少しずつ耕作地を減らして行くということのようです。2人ともまだまだ自分の畑を含めて耕作されていまして、問題は無いかと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号235号から238号までについて、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>235号から238号までの借り人のT・Mさんでございます。</p> <p>ここは前耕作していた人が、もう作らないということで探していたところ、Tさんの本人が作っている近くでございましたので、本人が作りたいということで契約をしてもらいました。圃場も綺麗にしてありまして、又、息子さんが一緒に住んでおられますので、休みの日には加勢をして圃場の方も綺麗にしてございますので、何ら問題は無いかと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号のうち、受付番号228号から238号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第27号のうち、受付番号228号から238号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第27号のうち、受付番号228号から238号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第27号のうち、受付番号239号から285号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号のうち、受付番号239号から285号までについて説明いたします</p> <p>受付番号239号から242号までは継続の案件ですので、お目通し下さい。</p> <p>次の243号の貸し人はI・Tさん、I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字上川路迫1315番2、地目は畑、地積は1,986㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。</p> <p>次の244号の貸し人はG・Hさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字永山1278番2、地目は畑、地積は1,563㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。</p> <p>次の245号の貸し人はM・Tさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字永山1282番、地目は畑、地積は3,118㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作</p>

料金は10a当り8,000円となっています。

次の246号の貸し人はN・Tさん、A県在住の方です。

申請地は田代麓字上川路迫1314番、地目は畑、地積は476㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成38年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

受付番号243号から246号までの借り人は、210号と同じS・Hさんです。

次の247号の貸し人はU・Nさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中渡瀬1575番、地目は田、地積は484㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は1,500円となっています。

借り人は、204号と同じO・Mさんです。

次の248号の貸し人はM・Tさん、O自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字永山1272番4、地目は畑、地積は1,292㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

借り人は、209号と同じY・Hさんです。

次の受付番号249号から252号までの貸し人はN・Nさん、K自治会在住の方です。

申請地は249号が田代麓字谷添2193番2、地目は田、地積は1,325㎡、250号が田代麓字飯牟田2221番、地目は田、地積は1,170㎡、251号が田代麓字山ノ口2243番1、地目は田、地積は487㎡、252号が田代麓字山ノ口2244番、地目は田、地積は82㎡で、4筆の合計は3,064㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で9,000円円となっています。

一方、借り人は、Y・Yさん、Y自治会在住の方です。

Y・Yさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地28,131㎡、小作地62,719㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、掘り取り機・ツル払い機各1台となっています。

受付番号243号から252号の担当調査員は18番 樋渡委員です。

受付番号253号から265号までは継続の案件ですのでお目通し下さい。

次の受付番号266号の貸し人はK・Mさん、T自治会在住の方です。

申請地は馬場字柳ヶ迫3138番3、地目は畑、地積は1,644㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり15,000円となっています。

一方、借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員8名、農業従事者3名、自作地50,051㎡、小作地135,577㎡で、甘藷、茶主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日、雇用が10人で800日、農業機械の所有状況は、トラクター5台、トラック4台、掘り取り機1台となっています。

次の受付番号267号から269号までの貸し人はH・Mさん、U自治会在住の方です。

申請地は267号が馬場字柳ヶ迫3138番1、地目は畑、地積は577㎡、268号が馬場字柳ヶ迫3138番10、地目は畑、地積は421㎡、269号が馬場字柳ヶ迫3138番11、地目は畑、地積は469㎡で、3筆の合計が1,467㎡となっています。

貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当たり15,000円となっています。

一方、借り人は266号と同じ、S・Kさんです。

受付番号266号から269号までの担当調査員は、19番 鈴委員です。

次の270号から285号までは継続の案件ですので、お目通しください。
以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号243号から252号までについて、18番 樋渡委員お願いいたします。

<p>18番 樋渡委員</p>	<p>はい。報告いたします。</p> <p>243号、244号、245号、246号、248号、この圃場は永山団地ないの圃場です。S・Hさんは、先ほど鍋委員からも詳しい説明がありましたとおり、圃場の管理もちょうとされており、認定農家でもあり、先ず間違いない仕事をされており、それから248号のY・Hさんも認定農家で、頑張っておられる方です。247号のO・Mさん、これはO・Mさんの圃場と隣接する田んぼでありまして、今まで他の人が耕作されていたんですが、作られないということでO・Mさんに相談したところ快く、私が作りますということで今回上がったものです。Oさんも認定農家であり、良く頑張っておられる方です。何ら問題は無いと思います。それから249号から252号、これはY・Yさんですが、この上山ノ口近辺だけでもYさんは2町歩以上耕作されておりまして。そしてこの圃場も全部隣接する圃場です。今回も快くYさんが耕作しますということで、利用権設定がまとまりました。Yさんも認定農家でもあり、元農業委員でもあり、圃場も大変綺麗に管理されており、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号266号から269号までについて、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
<p>19番 鈴委員</p>	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この2件は元々M・Kさんという、トラクター事故で亡くなられた方が借りられていた場所でございます。同じ甘藷グループのS・Kさんが引き受けるということで、新規で契約をした部分でございます、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありますか。</p>
<p>5番 平原委員</p>	<p>継続なんだけれども、この242号の5万円というのは間違いじゃないの。</p> <p>1, 206㎡で5万円というのがあるかなと思って。</p>
<p>16番 山中委員</p>	<p>ここは今までも5万円とういうことで。本人も良いということでそのままです。</p>

5 番 平原委員	余りにも高くないけ。1反でしょう。
事務局	鳥浜水田は意外と高いと言えば高いです。どうしても農地面積が少ないという関係で。当初決めた金額がずっと続いてくると下げられないという状況で、中々地主さんが下げてくれないというのもあります。
5 番 平原委員	それと健太郎君が借りた所。10a 当り1万5千円というのも高いんじゃないの。
19番 鈴 委員	これも新しく借りた所は下げて来たんですが、元々前から借りていて、中々下げられというのは難しかったり。
事務局	どうしても地主さんが納得されないところもあるんですよ。下げるというのに。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第27号のうち、受付番号239号から285号までを採決します。 お諮りします。 議案第27号のうち、受付番号239号から285号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第27号のうち、受付番号239号から285号までについては、原案のとおり決定しました。

議 長	<p>ここで、12番 鍋委員の退席を求めます。 (鍋委員 退席)</p>
議 長	<p>次に議案第27号のうち、受付番号286号から293号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号のうち、議案第286号から293号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号286号の貸し人はN・Yさん、S自治会在住の方です。 申請地は田代麓字長尾3310番1、地目は畑、地積は2,317㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、181号と同じ(株)T・Fさんです。</p> <p>次の受付番号287号から292号までの貸し人はN・Yさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は287号が田代麓字扇島3447番3、地目は畑、地積は4,572㎡のうち2,200㎡、288号が田代麓字扇島3448番1、地目は畑、地積は5,436㎡のうち2,500㎡、289号が田代麓字扇島3448番2、地目は畑、地積は279㎡、290号が田代麓字扇島3458番3、地目は畑、地積は1,656㎡、291号が田代麓字扇島3458番5、地目は畑、地積は2,640㎡、292号が田代麓字扇島3459番2、地目は畑、地積は2,187㎡で、6筆の合計が11,462㎡となっています。</p> <p>一方、借り人は、203号と同じS・Kさんです。</p> <p>次の受付番号293号については、継続の案件ですのでお目通しください。</p> <p>受付番号286号から293号までの担当調査員は、18番 樋渡委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を18番 樋渡委員お願いをお願いします。</p>

<p>18番 樋渡委員</p>	<p>報告いたします。</p> <p>先ず286号の場所は国道448号を田代の方に向かって行って、田代の入り口の田代境を過ぎた所です。この付近が長尾地区の側面にありまして、ブロイラー農家の方が借りていましたが更新打ち切りとなったため、近くで1町歩ほどネギやキャベツを栽培しているT・Fさんに相談したところ、成立しました。T・Fさんは会社組織で大々的に農業をされております。錦江町の定める条件を全てクリアされていますので、何ら問題は無いと思います。</p> <p>次に287号から292号までについて、場所は先程説明した所の近くなんですが、田代を上がって来て、お茶の記念碑が建っている通りをちょっと過ぎて左側の上は砂利採石場があります。その下の圃場です。この土地は茶畑で抜根事業を活用して、借り主を探していたところS・Kさんとの間で成立したところです。今までもS・Kさんは挙がって来た所ですが、認定農家でもあり、甘藷等を主体に大々的に農業をされている方です。何ら問題は無いかと思ひます。以上です。終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号のうち、受付番号286号から293号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第27号のうち、受付番号286号から293号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第27号のうち、受付番号286号から293号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで12番 鍋委員の入室、18番 樋渡委員の退席を求めます。</p> <p>(鍋委員 入室、樋渡委員 退室)</p>

議 長	<p>次に議案第27号のうち、受付番号294号から296号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号のうち、議案第294号から296号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号294号の貸し人はH・Tさん、I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字ホケノ頭1286番、地目は畑、地積は1,529㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、210号と同じS・Hさんです。</p> <p>次の受付番号295号の貸し人はU・Kさん、O市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字尾ノ後2410番1、地目は田、地積は1,626㎡となっています。</p> <p>一方、借り人は、農事組合法人 K・Eさん、I自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>K・Eさんの経営状況は、構成員6名、雇用が7人で70日、農業機械の所有状況は、コンバイン3台、トラクター2台、田植機1台、乾燥機6台となっています。</p> <p>次の受付番号296号の貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字洗切2054番11、地目は田、地積は1,782㎡となっています。</p> <p>一方、借り人は295号と同じ、農事組合法人K・Eさんです。</p> <p>受付番号294号から296までの担当調査員は、12番 鍋委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を12番鍋委員お願いをお願いします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明いたします。</p> <p>この場所につきましては先程來說明しておりますとおり永山団地の一角にあります。話を伺いましたところ、先ほどM・Kさんという方が亡くなられたという話がありましたけれども、その方がこの土地を借りておられたそうです。その時に隣接していたところがSさんだということ、で、今回の利用権設定をするま</p>

	<p>では相対で借りておられたということで、今回、新たに利用権設定をされたということでした。Sさんは認定農業者でもありますし、先程来申し上げますとおり、町の定める要件はクリアされていると認められますので、問題は無いというふうに思います。</p> <p>次の295, 296号ですが、この場所は国道448号線を大原方面に向かって行きますと、役場周辺より約2.5kmぐらい先にゴルフの練習場が左手にあります。その練習場への取り付け道路の少し手前側に国道を挟んで、右と左にそれぞれあります。借り主となる上部えい農組合は、上部地区5集落の担い手を中心とした方々が、樋渡組合長以下、役員の方が6名、それと各集落からの方々が補助員として16名ほどおられるということでした。水稻の受委託を中心に活動されておられ、組合でも1.6町歩の水稻の作付けと園芸としてカボチャや里芋等を中心に取り組んでおられるそうです。今回、地区内の組合員の方々からの要望として引き受けられたということでした。この組織は他からも注目されるほどしっかりしておりまして、錦江町で定める要件等、何ら問題は無いというふうに思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号のうち、受付番号294号から296号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第27号のうち、受付番号294号から296号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第27号のうち、受付番号294号から296号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>ここで、18番 樋渡委員の入室を求めます。</p> <p>(樋渡委員 入室)</p>

議 長	<p>次に議案第27号のうち、受付番号297号から336号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第27号のうち、受付番号297号から336号までについて説明いたします</p> <p>この案件につきましては、中間管理事業により県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものです。</p> <p>配分計画案も配布してありますので、そちらをお目通し下さい。</p> <p>表の中ほどに、再配分条件、その右に再配分予定者が記載してあります。</p> <p>一番右側に協力金の該当欄があり、経営転換、耕作者協力金に該当する物は記載があります。</p> <p>契約年数の所を見て頂きたいんですが、10年というのが基準でございますけれども、未登記の部分が5年、A&A、自分のものを中間管理機構に預けて借りるとものですが、これが6年という基準でございます。そして1番から34番までの案件につきましては地域集積協力金の対象となるものでございます。</p> <p>受付番号297号から336号までについては、契約期間が12月31日からということになっておりますが、ちょっと変則な形なんですが、随期1期につきましては、今年までに契約した物については28年度の対象とするということで、随期の1期ということで特別に設けられた期でございます。そして28年度集積の実績にあたるということで、12月31日からの貸付開始日ということにまっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号のうち、受付番号297号から336号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第27号のうち、受付番号297号から336号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第27号のうち、受付番号297号から336号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、平成28年11月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 窪 和人